

私法と環境 - 憲法改正と環境権の明文化の動向 -

Environmental Rights

久保田 富也

TOMIYA Kubota

目次

- . はじめに
- . 国民の権利および義務として、
 - 「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利」、
 - 「生存権、国の国民生活環境保全向上義務」
- . 環境権と憲法改正の動向
- . おわりに

.はじめに

環境とは、ある辞書⁽¹⁾を紐解くと「人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界」、「四方から取り囲まれた世界(Umwelt)で「自然環境」と「社会環境」をいうとしている。自然環境は、人間や諸々の生物が生息する自然、その天然の状態をいい、社会環境とは、人間が社会生活を営む周囲の状態をいうのであろう⁽²⁾。

環境法とは、上記の環境の汚染やその悪化が起因して、社会生活上の紛争の原因となるだろうことが予想される場合に、それを予防し解決するために国家が採る対処処置、つまり環境規範をいう⁽³⁾。環境法は多数の法令からなるが、民法典のような単独法ではない。環境の憲法とされる環境基本法も環境法の一つとされる。

世界人権宣言 23 条 2 項では、「人間として尊厳に値する生活」といっている⁽⁴⁾が、そのような人間として尊重され、健康で文化的な生活を営むためには、騒音がなく、振動がなく、採光が多く、通風がよく、眺望がよいなどといった生活環境が良好でなければならない。近辺に高層ビル群があり、採光が悪いとか、煤煙や騒音、それに悪臭が伴う工場等があれば、良好で豊かな生活環境を保持することは難しい。

生活破壊や公害事案があれば、被害者には環境保全のための何らかの権利を認め、他方、加害者となる土地・建物等の権利者にはその権利行使につき権利の制限がなされるが、両者の権利の内容を比較衡量し調整をしなければならないだろう。その場合に住民の側が良好な環境の

もとで、幸福を追求し、健康で文化的な生活の保全を求める権利を環境権という⁽⁵⁾。

今日国民あるいは個人において、「21世紀の国家が進むべき方向」を模索する機運の高まりをみせている。憲法改正の議論もその一つである。環境権の概念が確立したのは1970年以降のことである⁽⁶⁾が、「21世紀の新しい人権」として環境権も、憲法に導入、明文化しようとする意思が浸透しつつあるようにも思える。

註

- (1) 新村 出編、広辞苑第五版、岩波書店・松村弓彦著、環境法学・1996・2頁、成分堂。
- (2) 松浦 寛著、環境法概説 改訂新版・1997・24～25頁、信山社。
- (3) 南 博方＝大久保規子著、環境法・2002・20頁、有斐閣。
- (4) 宮沢俊義著、日本国憲法 コメント・1966・265頁、日本評論社。
- (5) 桜井四郎＝白崎浅吉＝竹下重人＝吉牟田 勲著、民・商法と税務判断1983・2頁、六法出版社。
- (6) 淡路剛久＝磯崎博司＝大塚直＝北村喜宣編、環境法辞典 Dictionary of Environmental・2002・59頁、有斐閣。

・国民の権利および義務として、「個人の尊重、生命・自由・幸福追求」、「生存権、国の国民生活環境保全向上義務」

憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命・自由・幸福追求に対する国の権利は、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするとし、また憲法25条1・2項には、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、国は、すべての生活部面で、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならないと定められている。

他方、憲法13条の国民の権利は、公共の福祉に反しない範囲とし、また憲法29条1・2項では、財産権は、侵してはならないが、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律で定めるとして、両者（憲法13・29条）の権利の行使を制限している。

民法206・207条では、所有権の範囲を規定している。所有権とは、我々は生命と身体とを与えられている存在であり、良好な生活を維持していくにはどうしても外界の物資などを獲得したり、利用したりしなければならない。この支配する関係で、法的支配の代表的権利、すなわち所有する権利をいう。フレイザー（James George Frazer）は、この所有する権利は、ある種族、ある時代に「俗信」、「タブー」から発生したという⁽⁷⁾。「タブー（taboo ; tabu）」はポリネシア語で、あるものを神聖なもの（「超自然的な制裁のこと、社会的に厳しく禁止される行為」）として触れたり、近づいたり、口に出したりすると災いがあるといった意が含まれている。所

有行為は神聖なものであるということである⁽²⁾。

土地の所有権は法令の制限内（民法 209 条）（憲法 29 条 2 項 - 公共の福祉に適合する範囲を限度として）において、その土地の上下に及び、自由にその所有物の使用・収益・処分をなす権利を有する（民法 207 条）（憲法 29 条 1 項 - 財産権はこれを侵してはならない）とし、民法 1 条 1・2・3 項で、私権は公共の福祉にしたがい、その権利の行使や義務の履行は信義にしたがい誠実にささなければならず、権利の濫用は許さないとする。

その被害者となる地域住民や個人が加害者に良好な生活環境の保全を求める権利が環境権であるといえるが、その環境権の法的関係には、たとえば、札幌地判昭和 55 年 10 月 14 日を参考にして、（a）物的請求権、（b）人格権的請求権、（c）環境共有権とするが、などの説がある⁽³⁾。

物権的請求権は、土地、建物などは、騒音、振動、日照、通風、眺望など、良好な環境にある財産と、そうではない環境にある財産とでは、その財産的価値、評価にかなりの隔たりが生じる。その財産を構成する良好な環境は、平等・公平に分配されることが必然であり、それを求める請求権となる⁽⁴⁾。人格的請求権は、個人の良好な環境を維持するため、その権利の侵害を排除し予防を求める請求権とする⁽⁵⁾。環境共有権は、たとえば、日照や通風、それに眺望など、良好な環境は土地所有者だけのものではなく、その地域で生活するすべての住民、すなわち万人共有の資源ともいうべきものであり、地域住民が侵害に対し排除や予防を求める請求権とする⁽⁶⁾。この環境権は、私権としての性格を持ち、採光・眺望、それに静穏・大気・水など、個人が良好な環境の常形の恵沢を受けることができる権利を根幹とし、産業の高度成長などにより公害が激増し、個人の健康や公共的利益（Common good）による救済が満足に充たされないことを要因とし、公害反対や保全への運動の高まりなどにより発芽したといえる⁽⁷⁾。1970 年、東京で開かれた社会学者の国際会議のシンポジウムにおいて環境権（健康で福利を享受する権利・自然資源を享受する権利）の確立を求めた宣言が採択された。そして、その後にかかれた新潟市での日本弁護士連合会の大会で、大阪弁護士会所属の弁護士により、環境権の理論上の整理がなされた⁽⁸⁾。この環境権は、環境破壊や生活妨害をなす者に対して、差止めを請求する私法上の権利の範囲で捉えている。

憲法に包含される環境権については、基本的人権の一つとして、憲法 13 条（幸福追求権）と憲法 25 条（生存権）の両条を主根としている。1993 年に制定された環境基本法には、直接には環境権の文言は明示されていないが、環境基本法 3 条で間接的には、「現在および将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢」を享受し継承されることが定められている。1972 年には、ストックホルムで開催された国連人間会議で、「人はその生活のなかで尊厳と福利を継承できる環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有する・・・」とする人間環境宣言が採択されている⁽⁹⁾。

環境権を認める効果は、環境権の権利は新たな概念でもあり、その内容や効果については、まだまだ切磋されていくものである⁽¹⁰⁾。しかし、その権利が立法や行政の上で尊重される(憲法13条に定める)ことを求めて公害防止や保全の強化を直接に請求できるだろう。私法上では、公害が健康被害をもたらすであろう段階で、良好な環境のもとでの生活が侵害されるとして、事業活動を差止める請求ができるという効果(松山地判昭和53・5・29⁽¹¹⁾、名古屋地反昭和55・9・11⁽¹²⁾、最判平成5・2・25⁽¹³⁾、大阪地判昭和49・2・27⁽¹⁴⁾、大阪高判昭和50・11・27⁽¹⁵⁾、札幌地判昭和55・10・14⁽¹⁶⁾、等参考)を持つことになる。騒音、悪臭、日照、通風等の妨害のうち、たとえば、日照、通風などは万人のために確保されるべき生活利益であり、その利益が都市の高層化などにより、日照や通風妨害を生じ、それが加害者の権利の濫用にあたる行為によりなされたような場合に、その日照や通風妨害が社会通念上、個人の受忍限度を超えたときには違法性が認定され(最判昭和42・10・31⁽¹⁷⁾)、その日照や通風妨害に対し、不法行為による損害賠償(民法709条には、「故意または過失によって他人の権利を侵害したるものは之によりて生じたる損害を賠償する責に任ず」とする、不法行為成立の一般的要件が定められている)(最判昭和47・6・27⁽¹⁸⁾)や差止め請求が認容される(大阪地判昭和49・2・27⁽¹⁹⁾)。日照や通風などの妨害が受忍限度を超えているかどうかの判断は、たとえば、(1)地域性(住宅地域か・商業地域か・工業地域かの別)、(2)被害や加害の程度、(3)社会性の有無、(4)先住か後住かの関係などを総合的に勘案して判断する(大阪高判昭和50・11・27)ことになる⁽²⁰⁾。このような不法行為による損害賠償、償いの制度には通常金銭をもって補償に代えることになる。しかし、そこには生命や身体の補償、それに精神補償などが加味されなければならない、単に金銭をもって補償に代えることは難しい。そこで、不法行為がなされる以前に、予防的処置(段階的処置)として事業活動を制限あるいは停止させる差止め請求をする法的手段が採られることになる⁽²¹⁾。

註

- (1) フレイザー著・永橋卓介訳、金枝篇(5冊) 岩波書店参考。
高梨公之著、民法の話 NHK市民大学叢書3・1965・50頁、日本放送出版協会。
- (2) 同上書・50～51頁。
新村 出編、広辞苑第五版、岩波書店。
- (3) 南 博方=大久保規子著、環境法・2002・44～45頁、有斐閣、桜井 四郎=白崎 浅吉=竹下 重人=吉牟田 勲著、民・商法と税務判断・1983・2頁、六法出版社。
- (4) 同上書・2頁。
- (5) 同上書・2頁。
- (6) 同上書・2頁、山村 恒年著、検証しながら学ぶ 環境法入門 その可能性と課題・1997・37頁、昭和堂。

- (7) 同上書、37 頁、南 博方 = 大久保 規子著、前掲書・40~41 頁、有斐閣。
- (8) 松浦 寛著、環境法概説・1997・50 頁、新山社、淡路 剛久 = 磯崎 博司 = 北村 宣編、環境法辞典 Dictionary of Environmental Law・2002・59 頁・有斐閣。
- (9) 同上書・52 頁、南 博方 = 大久保 規子著、前掲書・42 頁。
- (10) 桜井 四郎 = 白崎 浅吉 = 竹下 重人 = 吉牟田 勲、前掲書・3 頁。原田 尚彦著、環境法 補正版・1995・48 頁、弘文堂。
- (11) 松山地判昭和 53 年 5 月 29 日行集 29 卷 5 号 1081 頁。
- (12) 名古屋地判昭和 55 年 9 月 11 日判時 976 号 40 頁。
- (13) 最判平成 5 年 2 月 27 日民集 47 卷 643 頁。
- (14) 大阪地判昭和 49 年 2 月 27 日判時 729 号 3 頁。
- (15) 大阪高判昭和 50 年 11 月 27 日判時 797 号 36 頁。
- (16) 札幌地判昭和 55 年 10 月 14 日判時 988 号 37 頁。
- (17) 最判昭和 42 年 10 月 31 日判時 499 号 39 頁、淡路 剛久 = 磯崎 博司 = 大塚 直 = 北村 喜宣編、前掲書・169 頁。
- (18) 桜井 四郎 = 白崎 浅吉 = 竹下 重人 = 吉牟田 勲著、前掲書・11 頁、松浦 寛著、環境法概説・1997・81~82 頁、新山社、淡路 剛久 = 磯崎 博司 = 大塚 直 = 北村 喜宣編、前掲書・169 頁。
- (19) 同上書・3~4 頁、大阪高判昭和 53 年 5 月 8 日判時 896 号 3 頁、山村 恒年著、前掲書・37 頁、原田 尚彦、前掲書・46 頁。
- (20) 淡路 剛久 = 磯崎 博司 = 大塚 直 = 北村 喜宣編、前掲書・169 頁、桜井 四郎 = 白崎 浅吉 = 竹下 重人 = 吉牟田 勲著、前掲書・3 頁。
- (21) 同上書・3~4 頁、原田 尚彦著、前掲書・43~44 頁。

・環境権と憲法改正の動向

アメリカの諸州やスペイン、それにフィリピン、韓国等では既に憲法上に環境権に関する条項を置いているが、日本の憲法には未だ明文化された条項がない⁽¹⁾。しかし、憲法 13 条の「生命、自由および幸福追求に対する国民の権利」、この「国民の権利」は自由権ならびに社会権の性質を有するものとして、憲法 11 条および 97 条にいう「この憲法が国民に保障する基本的人権」を指すとされる⁽²⁾。環境権も社会権的な性格を有するものであり、憲法上の基本的人権として、憲法 13 条（幸福追求）および憲法 25 条 1・2 項（生存権）の解釈に含まれるとする見解が有力である⁽³⁾。

現在国会では憲法改正の議論が進んでいる。某新聞社⁽⁴⁾が全国会議員を対象に平成 15 年

(2003年)の下旬から平成16年(2004年)の1月末にかけて、

憲法改正の是非についてアンケートを実施した。『対象は衆参院を合わせて724人のすべての国会議員で、回答率57%、その内、衆院60%、参院52%であった。

「憲法を改正すべきか」については、

改憲派の議員は、全体の72%、内訳は、衆院78%、参院60%、政党別では、自民96%、民主68%、公明81%であった。

護憲派(改正反対)の議員は、全体の20%、その内、衆院14%、参院33%で、残りの8%は賛否を明確にしなかった。

改憲派の議員の内、優先的に改正すべきテーマのなかで、環境権を挙げたのは、全体の41%、政党別では、自民では、衆参合わせて32%、公明は87%、民主は44%が新設に挙げている。』

註

- (1) 南 博方=大久保 規子著、環境法・2002年42~43頁、有斐閣。
- (2) 宮沢 俊義著、日本国憲法コンメンタール・1966・199頁、日本評論社。
- (3) 南 博方=大久保 規子著、前掲書・43頁。
- (4) 中日新聞・2004年(平成16年)2月15日(日曜日)・日刊・第22079号、1・10・11面、中日新聞社

．おわりに

21世紀にふさわしい「日本の国のあり方」を考えるなかで、現行憲法には明示されていないが、基本的人権として「現在および将来において、人が健全で恵み豊かな環境を享受し生活する権利」、この環境権が我々の社会生活を通して、価値基準の多様化のなかでにわかに注目を浴びるようになってきた。

戦後の日本は、高度経済成長のもと、国民所得が沸騰し、生活水準も向上したが、その反面、「負の遺産」として環境破壊が著しく昭和30年代には大気汚染、水質汚染などにより、新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日市ぜん息など全国で公害が発生した。そのような背景のなかで公害被害の救済や公害からの保全が急務となり、その過程で1970年、東京で開かれた社会科学者の国際会議のシンポジウムにおいて環境権の確立を求めた宣言が採用された。そして、その年に開かれた新潟市での日本弁護士連合会の大会で大阪弁護士会所属の弁護士により、環境権の概念が煮詰り、某新聞にみられるように⁽¹⁾、特にここ数年「自然環境」、「社会環境」を総じて、価値観の違いもあるが、ひろく一般に環境への関心度が増し、多面的にも環境への問題提起がなされている。そうしたなかで、当然、その関心は地球的規模の環境問題、環境保全と

して高まりを増している。『平成 15 年衆議院の政権公約で自由民主党は、新しい人権として、環境権やプライバシーなどを公約に掲げた。また民主党の菅代表が 1 月の党大会で、「合意できるところから順次改正していく考えを表明した⁽²⁾。』

1970 年に東京で開かれた社会科学者の国際会議のシンポジウムにおいて環境の確立を求めた宣言が採択されてから、はや 34 年を経過したことになる。個人の権利、排他的権利とは別に、国民の権利として、憲法に「人間として尊重され、良好な環境のもとで生活する権利」を保障する環境権の導入への機運が深まりをみせているが、21 世紀の何れの日にか、明文化される予感さえ感じる。

註

- (1) 中日新聞・2004 年(平成 16 年)2 月 15 日(日曜日)・日刊・第 22079 号、1・10・11 面、
中日新聞社。
- (2) 同上新聞。